

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

■ 平成 23 年税制改正 ~ 法人税の改正

Q 昨年、12月に平成23年税制改正大綱が発表されました。この中で、法人税に関するポイントはなんですか？

解説

1. 法人税率の引き下げ（減税）

	現行	改正案	
普通法人	30%	25.5%	
中小法人 年800万円超	30%	25.5%	
年800万円以下	22%	19%	
"	(18%)	(15%)	平成23年3月31日までの特例

2. 欠損金の繰越控除制度の控除限度額の見直し（増税）

欠損金の繰越控除額については、従来所得の金額の100%相当額を所得金額から減額でき、その結果、課税所得が0になる会社も多かったのですが、今回下記の通りの見直しがされます。

普通法人 **所得の金額の80%相当額**
 中小法人等（ ） 所得の金額の100%相当額（従来通り）
 （ ）中小法人等とは、基本的に**資本金の額が1億円以下**であるものをいいます。

3. 欠損金の繰越期間が従来7年間でしたが、9年間となります。（減税）

4. 寄付金の損金算入限度額について、下記のように見直しが図られます。（増税）

（現行）（資本金等の額の1,000分の2.5 + 所得の金額の100分の2.5）× **1/2**
 （改正案）（資本金等の額の1,000分の2.5 + 所得の金額の100分の2.5）× **1/4**

5. 雇用促進税制（減税）

下記の3つの要件を満たした場合、**従業員の増加1人当たり20万円**を法人税額から控除（限度有り）
 前年度に比べ従業員数が **10%以上かつ5人以上（中小企業は2人以上）増加**
 対象年度と前年度に **事業主都合による離職者がいないこと**
 対象年度の給与増加額 前年度の給与総額 × 従業員数の増加率 × 30%の計算式が成り立つこと。

要するに...

一番大きい改正は**法人税率が引き下げられたこと**。これに合わせて住民税率も下がり、実効税率が約5%低くなります。また、欠損金の控除限度の制限がありますが、これは大企業だけの話。従業員が増えそうな会社は、雇用促進税制で税額控除を受けるのがいいでしょう。その他、減価償却の見直し、グループ法人税制の改正、貸倒引当金の改正などの重要な改正項目も目白押しです。